

# 普及指導委員会規程

## 第1章 総 則

第1条 公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）

第40条の規定に基づいて、普及指導委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2条 委員会は、スポーツの普及のための施策及びスポーツ指導者の活動促進の方策等について方針を定めスポーツの普及振興を図ることを目的とする。

## 第2章 所管事項

第3条 委員会は、前条の目的達成のため次の事項について審議するものとする。

- (1) スポーツの普及振興のための講習会、研修会等に関する事。
- (2) 地域、職域、家庭等におけるスポーツの振興に関する事。
- (3) スポーツ指導者研修会等の実施に関する事。
- (4) その他普及指導に関する事。

## 第3章 委 員

第4条 委員会の委員は、協会理事会（以下「理事会」という。）においてその構成員である理事の中から選任する。

第5条 委員長・副委員長は、前条の規定により委員に選任された理事の中から理事会において選任し、理事長が委嘱する。

第6条 委員の任期は、定款第28条第1項に規定する理事の任期による。なお再任を妨げない。

## 第4章 委 員 会

第7条 委員会は委員長が招集する。委員会の議長は委員長とする。

第8条 委員会は委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 委員会は審議に当たって、業務執行理事（理事の職務権限に関する規程第8条に基づき「地域スポーツの基盤整備に関する事」及び「スポーツ指導者の育成に関する事」を所掌業務とする者に限る。）の意見を聞かなければならない。

- 2 委員会が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求めその意見を聴取することができる。
- 3 理事長及び業務執行理事である各理事は委員会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 分科会

第10条 委員会の議決を経て、委員会に必要な分科会を設けることができる。

## 第6章 補 則

第11条 この規程は理事会の議決によって、変更することができる。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年12月14日理事会議決により一部改正。
- 3 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。